

令和6年矢板市議会定例会

第396回定例会議

報告事項

令和6年6月

矢板市

令和6年矢板市議会定例会第396回定例会議報告事項

- 報告第1号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P 1
 専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例
- 報告第2号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P46
 専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 報告第3号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P56
 専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 報告第4号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P62
 専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第5号 市長の専決処分事項報告について・・・・・・・・・・P64
 専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 報告第6号 令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ・・P66
 いて
- 報告第7号 令和5年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告につい・・P68
 て
- 報告第8号 令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告につ・・P70
 いて
- 報告第9号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出につい・・P72
 て

報告第 1 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 31 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 3 号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

専決第 3 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 15 号

矢板市市税条例の一部を改正する条例

矢板市市税条例（昭和 30 年矢板市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（市民税の減免） 第 51 条 略 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場	（市民税の減免） 第 51 条 略 2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 3 第 1 項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場

合には、_____直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第 7 1 条 略

2 前項の規定により_____固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(5) 略

3 第 1 項の規定により_____固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には_____、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 略

合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(固定資産税の減免)

第 7 1 条 略

2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとするものは、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

3 第 1 項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特別土地保有税の減免)

第 1 3 9 条の 3 略

2 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定により 特別土地保有税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第4条の5 略

(令和6年度分の個人の市民税の特別
税額控除)

第4条の6 令和6年度分の個人の市民
税に限り、法附則第5条の8第4項及

2 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

3 第1項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けたものは、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

附 則

第4条の5 略

び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第4条の8において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の5から第34条の8まで、附則第4条第1項、附則第4条の4の2第1項、前条、附則第5条の3第1項及び附則第7条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の6第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年

中」と、「前々年中」とあるのは
「、附則第4条の6第1項の規定の適
用がないものとした場合における前々
年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税
通知書に関する特例）

第4条の7 令和6年度分の個人の市民
税に限り、個人の市民税の納税通知書
に記載すべき各納期の納付額について
は、第41条の規定にかかわらず、次
に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特
別税額控除前の普通徴収に係る個人
の市民税の額（前条第1項の規定の
適用がないものとした場合に算出さ
れる普通徴収に係る個人の市民税の
額をいう。）、特別税額控除前の
普通徴収に係る個人の県民税の額
（法附則第5条の8第1項及び第2
項の規定の適用がないものとした場
合に算出される普通徴収に係る個人
の県民税の額をいう。）及び普通徴
収に係る森林環境税の額の合算額

（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に

規定する第 1 期の納期（以下この項、次項及び次条第 1 項において「第 1 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期においてはしないものとし、第 40 条第 1 項に規定する第 2 期の納期（以下この項及び次条第 1 項において「第 2 期納期」という。）においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 40 条第 1 項に規定する

第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはな
いものとし、第4期納期においては
その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第4条の8 令和6年度分の個人の市民

税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第4条の6第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下こ

の号及び第3項第1号において同
じ。)からその者の年金所得に係る
所得割額及び均等割額の合算額を控
除した額(以下この項及び第3項に
おいて「年金所得に係る個人の市民
税に係る特別税額控除額」とい
う。)がその者の特別税額控除前の
普通徴収に係る個人の市民税の額
(特別税額控除前の年金所得に係る
個人の市民税の額から特別税額控除
前の特別徴収に係る個人の市民税の
額(特別税額控除前の年金所得に係
る個人の市民税の額の2分の1に相
当する額をいう。以下この号におい
て同じ。)を控除した額をいう。以
下この号において同じ。)を2で除
して得た金額(当該金額に1,00
0円未満の端数があるとき、又は当
該金額の全額が1,000円未満で
あるときは、その端数金額又はその
全額を切り捨てた金額。以下この項
において「第2期分金額」とい
う。)をその者の特別税額控除前の
普通徴収に係る個人の市民税の額か

ら控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除

して得た金額（当該金額に１００円
未満の端数があるとき、又は当該金
額の全額が１００円未満であるとき
は、その端数金額又はその全額を切
り捨てた金額。以下この項において
「分割金額」という。）に２を乗じ
て得た金額をその者の特別税額控除
前の特別徴収に係る個人の市民税の
額から控除した残額に相当する金額
（以下この項において「１０月分金
額」という。）に相当する税額、同
年１２月１日から翌年の３月３１日
までの間においてはその者の分割金
額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年
金所得に係る個人の市民税に係る特
別税額控除額がその者の第１期分金
額以上であり、かつ、その者の第１
期分金額とその者の第２期分金額と
の合計額に満たない場合には、普通
徴収対象税額及び特別徴収対象税額
は、第１期納期における税額はない
ものとし、第２期納期においてはそ
の者の第１期分金額とその者の第２

期分金額との合計額からその者の年
金所得に係る個人の市民税に係る特
別税額控除額を控除した残額に相当
する税額、当該年度の初日の属する
年の１０月１日から１１月３０日ま
での間においてはその者の１０月分
金額に相当する税額、同年１２月１
日から翌年の３月３１日までの間に
おいてはその者の分割金額に相当す
る税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年
金所得に係る個人の市民税に係る特
別税額控除額がその者の第１期分金
額とその者の第２期分金額との合計
額以上であり、かつ、その者の第１
期分金額、その者の第２期分金額及
びその者の１０月分金額の合計額に
満たない場合には、普通徴収対象税
額及び特別徴収対象税額は、第１期
納期及び第２期納期における税額は
ないものとし、当該年度の初日の属
する年の１０月１日から１１月３０
日までの間においてはその者の第１
期分金額、その者の第２期分金額及

びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者

の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額、その者の第 2 期分金額、その者の 10 月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第 1 期納期及び第 2 期納期並びに当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間における税額はないものとし、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第 47 条の 4 の規定の適用について

は、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第４条の８第１項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

３ 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第４７条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１

〇〇円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０

月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第４７条

の 5 第 2 項の規定により読み替えら
れた第 4 7 条の 2 第 1 項に規定する
年金所得に係る特別徴収税額に相当
する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合におけ
る第 4 7 条の 4 の規定の適用について
は、同条第 2 項中「年金所得に係る特
別徴収税額を当該年度の初日の属する
年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日
までの間における当該特別徴収対象年
金所得者に係る特別徴収対象年金給付
の支払の回数で除して得た額」とある
のは、「附則第 4 条の 8 第 3 項各号に
規定する特別徴収の方法によつて徴収
すべき額」とする。

5 令和 6 年度分の個人の市民税につき
第 4 7 条の 6 第 1 項の規定の適用があ
る場合については、前各項の規定は、
適用しない。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別
税額控除)

第 4 条の 9 令和 7 年度分の個人の市民
税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項

及び第 4 項に規定するところにより控
除すべき市民税に係る令和 7 年度分特
別税額控除額を、同条第 3 項に規定す
る特別税額控除対象納税義務者の第 3
4 条の 3、第 3 4 条の 5 から第 3 4 条
の 8 まで、附則第 4 条第 1 項、附則第
4 条の 4 の 2 第 1 項、附則第 4 条の
5、附則第 5 条の 3 第 1 項及び附則第
7 条の 2 の規定を適用した場合の所得
割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例)

第 6 条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合におけ
る第 3 4 条の 8 第 1 項、附則第 4 条の
6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 の規定の
適用については、第 3 4 条の 8 第 1 項
中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並
びに附則第 6 条第 2 項」と、附則第 4
条の 6 第 1 項中「附則第 5 条の 3 第 1
項及び」とあるのは「附則第 5 条の 3
第 1 項、附則第 6 条第 2 項及び」と、

(肉用牛の売却による事業所得に係る
市民税の課税の特例)

第 6 条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合におけ
る第 3 4 条の 8 第 1 項_____の規定の
適用については、同項
中「前 3 条」とあるのは、「前 3 条並
びに附則第 6 条第 2 項」 _____

附則第4条の9中「及び」とあるのは
「、附則第6条第2項及び」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条
例で定める割合)

第8条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第25項第3号イに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

8 法附則第15条第25項第3号ロに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

9 法附則第15条第25項第3号ハに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

10 法附則第15条第25項第4号イ
に規定する設備について同号に規定す
る市町村の条例で定める割合は、2分
の1とする。

とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条
例で定める割合)

第8条の2 略

2～6 略

7 法附則第15条第25項第2号イに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

8 法附則第15条第25項第2号ロに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

9 法附則第15条第25項第2号ハに
規定する設備について同号に規定する
市町村の条例で定める割合は、4分の
3とする。

10 法附則第15条第25項第3号イ
に規定する設備について同号に規定す
る市町村の条例で定める割合は、2分
の1とする。

<u>1 1 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 <u>1 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 4 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 1 3 略 <u>1 4 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>1 5 法附則第 1 5 条第 3 7 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>1 6 ・ 1 7 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 3 略	<u>1 1 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ロ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 <u>1 2 法附則第 1 5 条第 2 5 項第 3 号ハ</u> に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。 1 3 略 <u>1 4 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u> <u>1 5 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>1 6 法附則第 1 5 条第 3 8 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u> <u>1 7 ・ 1 8 略</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第 8 条の 3 略
--	--

2 略

3 市長は、法附則第 15 条の 7 第 1 項

又は第 2 項の認定長期優良住宅のうち

区分所有に係る住宅については、前項

の申告書の提出がなかった場合におい

ても、長期優良住宅の普及の促進に関

する法律（平成 20 年法律第 87 号）

第 5 条第 4 項に規定する管理者等か

ら、法附則第 15 条の 7 第 3 項に規定

する期間内に施行規則附則第 7 条第 4

項に規定する書類の提出がされ、か

つ、当該区分所有に係る住宅が法附則

第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項に規定

する要件に該当すると認められるとき

は、前項の規定にかかわらず、同条第

1 項又は第 2 項の規定を適用すること

ができる。

4 ～ 8 略

9 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者

等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢

者等居住改修専有部分について、これ

らの規定の適用を受けようとする者

は、同条第 4 項に規定する居住安全改

修工事が完了した日から 3 月以内に、

2 略

3 ～ 7 略

8 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者

等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢

者等居住改修専有部分について、これ

らの規定の適用を受けようとする者

は、同条第 4 項に規定する居住安全改

修工事が完了した日から 3 月以内に、

次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

1 0 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 1 項各号

次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(7) 略

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

1 0 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 0 項各号

に掲げる 書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)～(6) 略

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に
規定する特定熱損失防止改修等住宅又
は同条第 5 項に規定する特定熱損失防
止改修等住宅専有部分について、これ
らの規定の適用を受けようとする者
は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定
する熱損失防止改修工事等が完了した
日から 3 月以内に、次に掲げる事項を
記載した申告書に施行規則附則第 7 条
第 1 2 項各号に掲げる書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

1 3 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に
規定する特定マンションに係る区分所
有に係る家屋について、同項の規定の
適用を受けようとする者は、当該特定
マンションに係る同項に規定する工事
が完了した日から 3 月以内に、次に掲
げる事項を記載した申告書に施行規則
附則第 7 条第 1 7 項各号に掲げる書類

に規定する書類を添付して市長に提出
しなければならない。

(1)～(6) 略

1 1 法附則第 1 5 条の 9 の 2 第 4 項に
規定する特定熱損失防止改修等住宅又
は同条第 5 項に規定する特定熱損失防
止改修等住宅専有部分について、これ
らの規定の適用を受けようとする者
は、法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定
する熱損失防止改修工事等が完了した
日から 3 月以内に、次に掲げる事項を
記載した申告書に施行規則附則第 7 条
第 1 1 項各号に掲げる書類を添付して
市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に
規定する特定マンションに係る区分所
有に係る家屋について、同項の規定の
適用を受けようとする者は、当該特定
マンションに係る同項に規定する工事
が完了した日から 3 月以内に、次に掲
げる事項を記載した申告書に施行規則
附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類

を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

1 4 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 8 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(5) 略

1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

1 5 略

(土地に対して課する令和 6 年度から
令和 8 年度までの各年度分の固定資産
税の特例に関する用語の意義))

第 9 条 略

(令和 7 年度又は令和 8 年度における
土地の価格の特例)

第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、令和 7 年度分又は令和 8 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定す

1 4 略

(土地に対して課する令和 3 年度から
令和 5 年度までの各年度分の固定資産
税の特例に関する用語の意義)

第 9 条 略

(令和 4 年度又は令和 5 年度における
土地の価格の特例)

第 9 条の 2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 6 1 条の規定にかかわらず、令和 4 年度分又は令和 5 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 1 7 条の 2 第 1 項に規定す

る修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であつて、令和8年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第10条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

る修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第10条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の

課税標準となるべき価格（当該宅地等
が当該年度分の固定資産税について法
第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受
ける宅地等であるときは、当該価格に
同条に定める率を乗じて得た額。以下
この条において同じ。）に 1 0 0 分の
5 _____

_____ を乗じて得た額を加算した額 _____

（当該宅地等が当該年度分の固定資産
税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附
則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規
定の適用を受ける宅地等であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額）を当該宅地等に係る
当該年度分の固定資産税の課税標準と
なるべき額とした場合における固定資
産税額（以下「宅地等調整固定資産税
額」という。）を超える場合には、当
該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等
に係る 令和 6 年度から令和 8 年度まで

課税標準となるべき価格（当該宅地等
が当該年度分の固定資産税について法
第 3 4 9 条の 3 の 2 の規定の適用を受
ける宅地等であるときは、当該価格に
同条に定める率を乗じて得た額。以下
この条において同じ。）に 1 0 0 分の
5 （商業地等に係る令和 4 年度分の固
定資産税にあつては、1 0 0 分の 2 .

5）を乗じて得た額を加算した額（令
和 3 年度分の固定資産税にあつては、
前年度分の固定資産税の課税標準額）

（当該宅地等が当該年度分の固定資産
税について法第 3 4 9 条の 3 又は法附
則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 までの規
定の適用を受ける宅地等であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める率
を乗じて得た額）を当該宅地等に係る
当該年度分の固定資産税の課税標準と
なるべき額とした場合における固定資
産税額（以下「宅地等調整固定資産税
額」という。）を超える場合には、当
該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等
に係る 令和 4 年度分及び令和 5 年度分

の各年度分の宅地等調整固定資産税額

は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から

_____の宅地等調整固定資産税額

は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から

第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産

第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産

税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条の規定に基づき、令和6年

税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

第10条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条の規定に基づき、平成30

度から令和 8 年度まで の各年度分の
固定資産税については、法附則第 1 8
条の 3 の規定を適用しないこととす
る。

(農地に対して課する令和 6 年度から
令和 8 年度までの各年度分の固定資産
税の特例)

第 1 1 条 農地に係る令和 6 年度から令
和 8 年度までの各年度分の固定資産税
の額は、当該農地に係る当該年度分の
固定資産税額が、当該農地に係る当該
年度分の固定資産税に係る前年度分の
固定資産税の課税標準額（当該農地が
当該年度分の固定資産税について法第
3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から
第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受け
る農地であるときは、当該課税標準額
にこれらの規定に定める率を乗じて得
た額_____）
に、当該農地の当該年度の次の表の左
欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同
表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて
得た額_____

年度から令和 2 年度までの各年度分の
固定資産税については、法附則第 1 8
条の 3 の規定を適用しないこととす
る。

(農地に対して課する令和 3 年度から
令和 5 年度までの各年度分の固定資産
税の特例)

第 1 1 条 農地に係る令和 3 年度から令
和 5 年度までの各年度分の固定資産税
の額は、当該農地に係る当該年度分の
固定資産税額が、当該農地に係る当該
年度分の固定資産税に係る前年度分の
固定資産税の課税標準額（当該農地が
当該年度分の固定資産税について法第
3 4 9 条の 3 又は法附則第 1 5 条から
第 1 5 条の 3 までの規定の適用を受け
る農地であるときは、当該課税標準額
にこれらの規定に定める率を乗じて得
た額。以下この項において同じ。）
に、当該農地の当該年度の次の表の左
欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同
表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて
得た額（令和 3 年度分の固定資産税額

_____を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに

にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

（特別土地保有税の課税の特例）

第13条 附則第10条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第9条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については第137条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第10条第1項から第5項までに

規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る
市民税の課税の特例）

規定する課税標準となるべき額」とする。

- 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

（上場株式等に係る配当所得等に係る
市民税の課税の特例）

第 1 4 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 4 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 1 4 条の 4 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所

第 1 4 条の 3 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 1 4 条の 4 略

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

<u>得割の額並びに附則第 1 4 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> 4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 5 条 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 1 5 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u> (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 6 条 略 2 ～ 4 略	4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 5 条 略 2 略 3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第 1 6 条 略 2 ～ 4 略
---	--

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(6) 附則第4条の6及び附則第4条の9の規定の適用については、附則第4条の6第1項及び附則第4条の9中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(5) 略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 2 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3・4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第 4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(5) 附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の 9 の規定の適用については、附則第

3・4 略

5 第 3 項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 3 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(4) 略

<u>4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9</u> <u>中「所得割の額」とあるのは、「所</u> <u>得割の額並びに附則第 1 8 条の 3 第</u> <u>1 項の規定による市民税の所得割の</u> <u>額」とする。</u> 3 ・ 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合 には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) <u>附則第 4 条の 6 及び附則第 4 条の</u> <u>9 の規定の適用については、附則第</u> <u>4 条の 6 第 1 項及び附則第 4 条の 9</u> <u>中「所得割の額」とあるのは「所得</u> <u>割の額並びに附則第 1 8 条の 3 第 3</u> <u>項後段の規定による市民税の所得割</u> <u>の額」とする。</u> 6 略	3 ・ 4 略 5 第 3 項後段の規定の適用がある場合 には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略 6 略
--	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の矢板市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 5 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第 2 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 31 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 4 号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決第4号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年3月30日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 1 6 号

矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

矢板市都市計画税条例（昭和 3 5 年矢板市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則
1 略	1 略
	<u>（法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合）</u>
	<u>2 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。</u>
<u>（法附則第 1 5 条第 3 2 項の条例で定める割合）</u>	<u>（法附則第 1 5 条第 3 3 項の条例で定める割合）</u>
<u>2 法附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	<u>3 法附則第 1 5 条第 3 3 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>
<u>（法附則第 1 5 条第 3 7 項の条例で定める割合）</u>	<u>（法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合）</u>

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 略

(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)

5 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5 _____

_____を乗じて得た額を加算した額 _____

4 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課

_____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規

税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規

定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の

7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

10 農地に係る 令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める

7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例）

11 農地に係る 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3（第 18 項を除く。）又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める

率を乗じて得た額_____

_____）に、当該農地の当該年度の

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分

に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整

率を乗じて得た額_____

_____を当該農地に係

る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき額とした場合における都市

計画税額（以下「農地調整都市計画税

額」という。）を超える場合には、当

該農地調整都市計画税額とする。

略

11～13 略

14 法附則第15条第1項、第9項、

第13項から第17項まで、第19

項、第20項、第24項、第27項、

第31項から第34項まで、第37

項、第38項、第42項若しくは第4

5項、第15条の2第2項、第15条

の3又は第63条の規定の適用がある

各年度分の都市計画税に限り、第2条

第2項中「又は第33項」とあるのは

率を乗じて得た額。以下この項におい

て同じ。）に、当該農地の当該年度の

次の表の左欄に掲げる負担水準の区分

に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整

率を乗じて得た額（令和3年度分の都

市計画税にあつては、前年度分の都市

計画税の課税標準額）を当該農地に係

る当該年度分の都市計画税の課税標準

となるべき額とした場合における都市

計画税額（以下「農地調整都市計画税

額」という。）を超える場合には、当

該農地調整都市計画税額とする。

略

12～14 略

15 法附則第15条第1項、第9項、

第13項から第17項まで、第19

項、第20項、第24項、第27項、

第31項から第35項まで、第38

項、第39項、第43項若しくは第4

6項、第15条の2第2項、第15条

の3又は第63条の規定の適用がある

各年度分の都市計画税に限り、第2条

第2項中「又は第33項」とあるのは

「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 <u>1 5 地方税法等の一部を改正する法律</u> (令和 6 年法律第 4 号) 附則第 2 1 条 __の規定に基づき、<u>令和 6 年度から令和 8 年度まで</u>の各年度分の都市計画税については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。	「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。 <u>1 6 地方税法等の一部を改正する法律</u> (平成 3 0 年法律第 3 号) 附則第 2 2 条の規定に基づき、<u>平成 3 0 年度から令和 2 年度まで</u>の各年度分の都市計画税については、法附則第 2 5 条の 3 の規定を適用しないこととする。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の矢板市都市計画税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 5 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 2 9 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 3 2 項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第 3 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 5 号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第 5 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

矢板市長 齋 藤 淳一郎

記

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市条例第 17 号

矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

矢板市国民健康保険税条例（昭和 34 年矢板市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第 2 条 略	第 2 条 略
2 略	2 略
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24 万円</u> とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等 課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22 万円</u> とする。
4 略	4 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所

得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 4 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略	得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>2 9 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 4 3 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 3 万 5 千円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 略 2・3 略
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の矢板市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年5月31日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第 6 号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和 5 年 11 月 12 日、栃木県矢板市上伊佐野 1021 番 126 地先の市道第 1 農場 1 号線上で発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 58,245 円
- 2 和解の条件 市から相手方に 1 の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 栃木県那須塩原市 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

報告第 5 号

市長の専決処分事項報告について

下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 31 日

矢板市長 森 島 武 芳

記

専決第 7 号 損害賠償の額の決定及び和解について

専決第7号

専 決 処 分 書

下記事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年5月2日

矢板市長 森 島 武 芳

記

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年11月12日、栃木県矢板市上伊佐野1021番126地先の市道第1農場1号線上で発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解する。

- 1 損害賠償額 102,780円
- 2 和解の条件 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても、双方決して異議を申し立てない。
- 3 相手方 栃木県那須塩原市 XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

報告第 6 号

令和 5 年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 5 年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 31 日

矢板市長 森 島 武 芳

令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(県)支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
2. 総務費	2. 徴税費	市民税賦課事務	2,000,000	2,000,000		2,000,000			
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務	13,838,000	13,838,000		13,178,000			660,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	低所得世帯支援給付金給付事業	109,301,000	108,686,000		108,686,000			
8. 土木費	1. 土木管理費	土木総務管理事務	1,000,000	1,000,000		750,000			250,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	都市構造再編集集中支援事業	51,400,000	43,169,000		18,624,000	20,200,000		4,345,000
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	道路新設改良事業(市内全域)	32,890,000	32,890,000		10,776,000	19,800,000		2,314,000
8. 土木費	4. 都市計画費	わかば通り整備事業	149,801,000	147,500,000		64,409,000	68,700,000		14,391,000
11. 災害復旧費	1. 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	30,000,000	30,000,000		18,000,000			12,000,000
合 計			390,230,000	379,083,000		236,423,000	108,700,000		33,960,000

報告第 7 号

令和 5 年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

矢板市長 森 島 武 芳

令和5年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	第二農場低区1号配水池・着水井築造工事	250,000,000		250,000,000	8,500,000	241,500,000			製品の調達に不測の日数を要したため
合 計			250,000,000		250,000,000	8,500,000	241,500,000			

報告第 8 号

令和 5 年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 5 年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

矢板市長 森 島 武 芳

令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	矢板市公共下水道矢板市水処理センターの建設工事委託に関する協定	円 115,700,000	円	円 115,700,000	円 53,900,000	円 61,800,000	円	円	円	設計積算の見直しが生じ、不測の日数を要したため
合 計			115,700,000		115,700,000	53,900,000	61,800,000				

報告第 9 号

公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について

公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 6 年 5 月 31 日

矢板市長 森 島 武 芳